指名停止措置状況（物品・印刷・業務委託等）

令和８年６月４日現在

商　　号 住　　所	適用措置 停止期間	開始年月日 終了年月日	指　名　停　止　の　理　由
富士通Ｊａｐａｎ株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5	不正又は不誠実行為 １か月	令和 8年 6月 4日 令和 8年 7月 3日	富士通Japan株式会社の社員が、令和7年2月4日から同年3月25日、当該業者の事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕されたため。